

答弁書第五〇号

内閣参質一八一第五〇号

平成二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員姫井由美子君提出フランチヤイズチェーンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員姫井由美子君提出フランチャイズチェーンに関する質問に対する答弁書

一について

中小企業庁においては、平成十四年から現在までに、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により特定連鎖化事業（同項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「特定連鎖化事業者」という。）のうち、加盟者から苦情があつた特定連鎖化事業者及び百店舗以上の加盟者を有する特定連鎖化事業者の合計九十九事業者に対して、法第十三条第二項の規定に基づく報告徴収を実施してきており、このうち法第十一条第一項に規定する書面の記載事項が不十分であつた合計八十八の事業者に対して同項各号の規定に従うべき旨を指導した結果、現在までに全ての事業者において修正が行われた。また、当該指導を受けていたにもかかわらず、書面の記載事項の修正を行うまでの間に不備のある書面をもつて新たな加盟契約を締結していた一の事業者については、平成二十年四月に、法第十二条第一項の規定に基づき農林水産大臣及び経済産業大臣が、新たな加盟契約の締結に当たっては修正後の書面を用いるべき旨の勧告を行い、平成二十一年三月に勧告後の対応状況を確認したところ、問題のある行為は見られなかった。なお、現在までに、同条第二項に基づき公表を行つ

た例はない。

御指摘の法第十一条第一項の実効性を担保するための罰則の制定については、同項が中小小売商業の振興に寄与する健全な特定連鎖化事業の発展を促進する観点に基づく規定であることに鑑みれば、その必要性はないと考えている。

二について

御指摘の「権利義務関係や契約内容が事前に文書で周知されないことが問題点として指摘されている。

」ことに対しては、政府としては、特定連鎖化事業に加盟しようとする者への加盟契約等の内容に関する書面の交付及びその説明の実施を特定連鎖化事業者に義務付けている法第十一条第一項の規定の周知及びその遵守の徹底を図っていくことが重要であると考えている。